

<一般委託>

リサイクルプラザ 精密機能検査業務委託 仕様書

リサイクルプラザ精密機能検査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別添詳細仕様書参照
2	履行期間	契約の日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市リサイクルプラザ(横須賀市浦郷町5丁目2931番地)
4	業務内容	別添詳細仕様書参照
5	特記事項	別添詳細仕様書参照
6	関係法規	電気事業法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令、法規に基づき検査を行うこと。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)技術士(「総合技術監理部門:衛生工学一般廃棄物管理」)または (「衛生工学部門:廃棄物関係科目(廃棄物管理または廃棄物管理計画など)」)の有資格者を配置すること。 (2)担当技術者は、検査対象施設と同処理方式のごみ処理施設の精密機能検査担当実績がある技術者とする。
8	契約方法	総価による業務委託契約
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	資源循環部 リサイクルプラザ 田京 046-866-1196

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

リサイクルプラザ 精密機能検査業務委託 仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、リサイクルプラザについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条に規定する精密機能検査によって、運転管理実績、機能状況、設備・装置の状況等について精密な検査を行い、施設の適正な運営又は改修のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 業務の名称

リサイクルプラザ精密機能検査業務委託

3 業務の業務対象施設及び実施場所など

横須賀市リサイクルプラザ

竣 工：平成13年3月

所在地：横須賀市浦郷町5丁目2931番地

施設規模：220 t/日

内訳

- ・スチール缶：23 t/日
- ・アルミ缶：9 t/日
- ・ビン類（無色）：17 t/日
- ・ビン類（茶色）：11 t/日
- ・ビン類（その他の色）：4 t/日
- ・ペットボトル：7 t/日
- ・容器包装プラスチック：74 t/日
- ・紙パック：3 t/日
- ・段ボール：48 t/日
- ・その他の紙：24 t/日

4 業務の履行期間

契約の日から令和3年3月31日までとする。

5 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとし、本仕様書に明記無きことは、本市と受託者が協議のうえ、決定するものとする。

6 疑義

本業務遂行上で疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、本市の意図を十分理解したうえで業務を遂行すること。

7 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。

8 資料の貸与

本業務遂行上必要な資料について、本市が所有している資料は、これを受託者に貸与する。

この場合、受託者は、貸与を受けた資料についてのリストを作成のうえ本市に提出し、監督員が指定する期日までに資料を返却しなければならない。

9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 着手時

- ア. 主任技術者届及びその経歴書
- イ. 工程表
- ウ. その他必要な書類

(2) 完了時

- ア. 業務完了届
- イ. 成果品
 - ・横須賀市リサイクルプラザ精密機能検査報告書 A4判製本 10部
 - ・電子データ CD-R 1部

10 主任技術者及び担当技術者

受託者は、主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度の技術を要する業務については、相当の経歴を有する技術者を配置しなければならない。

- (1) 主任技術者及び技術担当者は、マテリアルリサイクル推進施設等の処理技術と運営管理に十分な知識及び経験を有していなければならない。
- (2) 主任技術者は、技術士（「総合技術監理部門：衛生工学一般廃棄物管理」）または（「衛生工学部門：廃棄物関係科目（廃棄物管理または廃棄物管理計画など）」）の有資格者を配置すること。
- (3) 担当技術者は、検査対象施設と同処理方式のごみ処理施設の精密機能検査担当実績がある技術者とする。

- (4) 必要に応じて、建築士（２級以上）、電気主任技術者（２種以上）等を、受託業務に配置する。

1 1 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境関連法令、同施行令、同施行規則
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、同施行令
- (4) その他関係諸法令、通達、通知等

1 2 中立性の保守

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1 3 打合せ議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容を記録した打合せ議事録を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

1 4 検査

受託者は、業務の完了後速やかに業務完了届等を提出し、本市の検査を受けなければならない。

本市による検査合格をもって業務の完了とする。

1 5 コスト表示について

業務委託請負金額が 1000 万円以上の委託について、委託表示板などにコスト表示を行うこと。

1 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、点検実施計画書等を事前に提出し、本市の承諾を得てから検査等の実施にかかること。
- (2) 本業務に要する消耗品は、特記ない限り全て受託者負担とする。
- (3) 本業務に要する電気・水道は、市負担とする。
- (4) 本業務の実施にあたっては、本仕様書、完成図書、取扱説明書に従って、プラント全体の性能・機能を満足するよう実施すること。
- (5) 本業務遂行に際しては、労働安全衛生法等を遵守し、安全作業を行うこと。
- (6) 本業務に伴って発生する廃液、廃油及び交換部品等の廃棄物が環境に与える影響などについて認識し、その軽減措置をとるとともに、環境関係法規・規制・協定等を遵守し、環境の保全に取り組むこと。

- (7) 業務で使用する車両の駐車範囲については、業務を行う前に双方で協議することとし、駐車場管理者が、管理上支障がないと認めたときに限り、許可を与えることとする。
- (8) 本仕様書に明記の無い事項、または記載に疑義が生じた場合は、市監督員と協議のうえ決定する。

第2章 精密機能検査

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条の規定に基づくマテリアルリサイクル推進施設の精密機能検査であり、本市が、今後施設を適正に運営するための参考資料とするものである。

本業務で受託者は、対象となる施設の機能を保全するために、施設の概要、運転維持管理実績等の書類調査、設備等の状況検査等の現地調査及び施設の機能に関する調査を行い、これらの結果と維持管理基準及び設計基準とを比較して、必要な改善点を指摘し、改善案（基幹的設備改良事業を行うための長寿命化（延命化、施設保全）など）を提案すること。

本検査の実施は、「一般廃棄物処理施設精密機能検査実施要領（昭.52.11.4、環整第95号、課長通知別紙4）」によるほか、以下に示す事項を遵守して行うこと。

1 検査対象施設の概要

計画処理能力

(1) 220 t / 日 / 5 h

2 業務内容

(1) 書類調査

維持管理の状況に関する調査は、施設の運転状況等を把握するためのもので、設備等の調査や資料採取等を的確に行うために重要なものとなる。このため、書類調査は、最初に行うことを原則とする。

施設の維持管理状況を把握し、施設が抱える問題点を抽出するとともに、調査結果を現地調査に反映させる。

ア 運転管理実績の調査

下記の事項について、過去3年間の実績について調査し、他の同規模施設との比較を行い評価する。

① 搬入実績

年間搬入量、日平均搬入量、月変動係数等

② 運転実績

ごみ処理量、ごみ処理残さ量、電力使用量、用水使用量、薬品使用量等

③ 維持管理費

電力費、用水費、薬品費、委託費、補修費等

イ 運転状況の調査

① 管理状況

施設の運転管理体制、法的資格者配置状況等を調査する。

② 運転状況

受入から処理までの工程ごとに、日常の運転方法について調査する。

③ 定期点検状況

設備・装置の定期整備、各種法定点検、法定検査等の実施状況について調査する。

ウ 補修整備履歴調査

各設備の補修履歴を、過去3年間について調査する。

エ 定期点検及び検査実績調査

投入工程の設備、破碎工程設備等それぞれの設備点検や放流水等の各種検査が、定められた項目と頻度で行われているかを調査する。また、その結果が、関係法令等に適合しているかを確認し、それらのデータを解析して、施設の運転管理状況を確認する。

※ 留意事項

- ① 施設が抱える問題には、周辺地域状況によるものもあるので、聞き取りにあたっては、敷地内のみならず施設を取り巻く環境にも留意する。
また、関係法令等が変更されている場合もあるので、必要に応じて県条例等を確認すること。
- ② 運転実績や定期試験結果に変動が無いか確認し、変動がある場合には、その要因を施設担当者から聴取したうえで、運転状況の取りまとめに反映させる。

(2) 現地調査

現地調査は、設備等の状況検査を実施するものであり、休炉時に行う各設備の内部状況の検査及び通常運転時に行う各設備の稼働状況検査の結果から、各設備の状況を評価することを目的として実施する。

ア 土木・建築設備

リサイクルプラザ全体の各設備について、亀裂・破損箇所の有無、不等沈下、漏水、浸水の有無等を検査する。

イ 機械設備

各設備について、腐食・損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受等のオイル・グリスの補給状況及び損耗等を検査する。

ウ 電気・計装設備

各設備について、腐食・損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線・安全器の状況等を検査する。

エ 配管・弁類設備

各設備について、腐食・損傷の有無、接続箇所の漏水、浸水の有無、その

他弁類の作動の良否等を検査する。

(3) 施設の機能に関する調査

ア プロセスデータの採取

- ① 計装のデータのロギングデータから読み取る。
- ② ①から読み取れないデータは、運転日報から読み取る。
- ③ ①及び②から読み取れない必要なデータがあれば、現場計器から読み取るか、あるいは現場にて測定する。

イ 機能評価

受入供給、破碎、搬送、選別、貯留・搬出、集じん等の各処理工程毎に検査当日の実績値（各種分析計の計測値及び計装設備のプロセスデータ）と、設計基準（計画基準）を比較し、各処理工程の処理機能を評価する。

(4) 改善点の指摘

同項の(1)から(3)の結果に基づいて、維持管理上、設備装置上及び処理機能上の課題及び改善点を指摘する。

3 調査報告書

調査結果をとりまとめる。